

大

青労発基第81号
平成23年3月15日

社団法人青森県建設業協会会長 殿

青森労働局長



東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事に
おける労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害防止に関しましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今月11日14時46分頃三陸沖で観測史上最大となる最大震度7、マグニチュード9.0の地震が発生し、大きな被害が発生しました。今後、被害を受けた港湾施設、道路等の災害復旧工事が早急に行われることとなりますが、これらの工事を円滑に行うためにも、労働災害防止対策の徹底を図る必要があります。

つきましては、災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、特に下記の労働災害防止にも十分留意した施工が行われるよう、貴協会会員各位に対し周知を図られたくお願いいたします。

記

1 安全衛生管理活動の実施

災害復旧工事現場における安全衛生管理が適切に実施されるよう、工事全体を統括管理する元方事業者が主導的な役割を果たすとともに、責任者等に作業場所の巡視を行わせること。



2 港湾施設の復旧工事における災害の防止

津波、避難指示等の情報を遅滞なく入手できる体制を確保し、当該情報を踏まえ、作業の中止等必要な措置を講じること。

また、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策の徹底を図ること。

3 道路等の復旧工事における災害の防止

路盤の補修、橋桁や橋脚の補修工事等が行われるため、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策のほか、コンクリート片等の飛来・落下による災害防止対策等の徹底を図ること。

4 電気・通信工事における災害の防止

電気・通信施設の復旧のためには、高所作業、高所作業車を用いる作業等が行われるので、墜落防止対策、高所作業車の転倒防止対策等の徹底を図ること。

5 ガス・水道復旧工事における災害の防止

掘削作業に伴う土砂崩壊災害防止対策のほか、各種の建設機械等による災害の防止対策の徹底を図ること。

6 建築物の解体、改修工事における災害等の防止

コンクリート片等の飛来・落下による災害の防止対策のほか、石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。

7 土砂崩壊災害の防止

点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、浮石、き裂等の有無等を点検すること、土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設けること等により、土砂崩壊災害防止対策の徹底を図ること。

8 なだれ・土石流災害の防止

山間部等の災害復旧工事にあたっては、なだれ、土石流災害の防止対策の徹底を図ること。

9 余震の発生に留意した安全な施工

引き続き余震が発生する可能性があるので、余震による二次災害の防止に留意した安全な施工の徹底を図ること。特に、足場の組立て、解体の作業及び足場における作業を行う際には、余震の情報を遅滞なく把握する体制を確保し、作業の中止等必要な措置を講じるとともに、余震発生後には、足場の点検を確実に実施すること。